

議第31号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例
呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2の2に次のように加える。

25 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業（以下「第1号事業」という。）を行う事業者の指定の申請に対する審査	1件につき	10,000円
26 第1号事業を行う事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円

別表第2の2に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表第25項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第26項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号訪問事業を行う事業者が、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する第1号訪問事業と他の第1号訪問事業を併せて行う場合には、旧介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業以外の第1号訪問事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。
- 2 この表第25項に規定する第1号事業を行う事業者の指定の申請及び第26項に規定する指定の更新の申請について、第1号事業のうち第1号通所事業を行う事業者が、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当する第1号通所事業と他の第1号通所事業を併せて行う場合には、旧介護予防通所介護に相当する第1号通所事業以外の第1号通所事業の指定の申請又は指定の更新の申請に対する審査手数料は徴収しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、第1号事業に係る指定事業者の指定等の申請に対する審査手数料の額を定めるため、この条例案を提出する。